

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第六十一号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

**第一条** 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「以下」を「次項及び第十三条第四項において」に改める。

第十条第五項ただし書中「百分の百二十五」を「百分の百三十」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

（令和四年改正条例の規定の準用）

2 第三条第一項の規定による給料表については、徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第六十号。以下この項及び次項において「令和四年改正条例」という。）附則第二項の規定（令和四年改正条例第一条の規定（給与条例第十五条の二の三第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（次項において「新給与条例」という。）の規定に係る部分に限る。）を準用する。

3 第三条第一項の規定による新給与条例第四条第一項に規定する給料表を適用する場合には、令和四年改正条例附則第四項の規定を準用する。

**第二条** 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条第五項ただし書中「百分の百三十」を「百分の百二十七・五」に改める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例第十条第五項ただし書の改正規定に限る。）による改正後の同条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

3 新条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。